## 上島町建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上島町(以下「町」という。)が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事について、簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札(以下「簡易型総合評価競争入札」という。)を実施するに当って必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において「簡易型総合評価落札方式」とは、次条に定める工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2及び第167条の12の規定に基づき、価格その他の条件が、町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。
- 2 この要領において「簡易型総合評価落札方式(施工計画型)」とは、前項に定める簡 易型総合評価方式のうち、価格のほか、簡易な施工計画を含む技術提案や同種工事の 施工実績等技術的要素を総合的に評価する方式をいう。
- 3 この要領において「簡易型総合評価落札方式(実績確認型)」とは、前項において評価する条件のうち、簡易な施工計画を含む技術提案以外の項目をもって評価を行う方式をいう。
- 4 この要領において「施工体制確認方式」とは、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認(以下「施工体制確認」という。)し、入札説明書等に記載された要求及び要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する方式をいう。

(対象工事)

- 第3条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)は、次に掲げる工事を対象とした入札 において実施する。
  - (1) 設計金額 5,000 万円以上の工事のうち、簡易型総合評価落札方式(施工計画型) により落札者を決定することが適当と認められる工事
  - (2) その他簡易型総合評価落札方式(施工計画型)により落札者を決定することが適当と認められる工事

- 2 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)は、次に掲げる工事を対象とした入札において実施する。
  - (1) 設計金額 5,000 万円以上の一般競争入札において実施する工事のうち、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)により落札者を決定することが適当と認められる工事
  - (2) 設計金額 3,000 万円以上 5,000 万円未満の指名競争入札において実施する工事 のうち、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)により落札者を決定することが適 当と認められる工事

(学識経験を有する者の意見聴取)

- 第4条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定する簡易型総合評価競争入札を実施するに当たっては、次に掲げる事項について、あらかじめ、愛媛県建設工事総合評価審査委員、又は特定非営利活動法人『愛媛県建設技術支援センター』技術評価委員(以下「委員」という。) 2人以上の意見を聴かなければならない。
  - (1) 落札者決定基準の適否に関すること。
  - (2) 前号の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするとき改めて意見を 聴く必要性に関すること。
- 2 委員からの意見聴取等に関する事務については、契約を所管する課(以下「契約所管 課」という。)において処理する。
- 3 契約所管課は、委員への意見聴取の結果については、速やかに工事発注主管課に回答するものとする。

(評価項目等)

- 第5条 簡易型総合評価落札方式における評価区分は次に掲げるとおりとし、評価区分 ごとの評価項目等は、簡易型総合評価落札方式(施工計画型)においては、別表1又 は別表1-1を標準として、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)においては、別 表2又は別表2-1若しくは別表2-2を標準として、入札ごとに定める。ただし、 選択項目を選択し、又は配点を変更できるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか、施工体制確認方式における評価項目等は、次に掲げる事項を施工体制確認に係る評価項目(以下「施工体制確認項目」という。)とする。

- (1) 品質確保の実効性
- (2) 施工体制確保の確実性

(簡易型総合評価の方法)

第6条 本要領における総合評価は、次の算式により導き出された数値(以下「評価値」 という。)をもって行うものとする。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億 円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

評価値 = {基礎点(80点)+施工体制確認点+加算点}

/入札価格(単位:億円)

- 2 前項の基礎点については、評価項目ごとの最低限の要件を満たす場合に80点を与える。
- 3 第1項に規定する施工体制確認点は、施工体制確認項目ごとに上島町建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領(以下「施工体制確認方式手続要領」という。)第3条の資料、第4条の事情聴取及び工事費内訳書等を基に審査を行い、入札説明書等に記載された要求及び要件を実現できると認められる場合には、その確実性の高さに応じて、満点を10点とし、3段階(優10点/良5点/可0点)で評価を行い、それらの得点の合計とする。
- 4 第1項に規定する加算点は、次に掲げる算式により導き出された数値とする。なお、 求められる加算点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。
- (1) 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)の合計

加算点=(入札参加者の施工計画の得点合計

/施工計画の配点合計)×10点

+ (入札参加者の施工計画以外の各評価項目の得点合計

/施工計画以外の各評価項目の配点合計)×10点

(2) 簡易型総合評価落札方式(実績確認型)の場合

加算点=(入札参加者の各評価項目の得点合計

/各評価項目の配点合計)×10点

(入札を行うに当たり周知する事項等)

第7条 簡易型総合評価落札方式による入札を実施する場合は、次の事項をあらかじめ

公告し、又は通知しなければならない。

- (1) 簡易型総合評価競争入札を実施する旨
- (2) 当該簡易型総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 次条に定める簡易型総合評価落札方式に係る資料(以下「総合評価に係る資料」 という。) の提出を求める旨及びその提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(総合評価及び施工体制確認に係る資料の提出等)

- 第8条 入札参加者は、前条第3号の規定による提出期限までに、総合評価及び施工体制確認に係る資料について、簡易型総合評価落札方式(施工計画型)にあっては別紙様式1から様式7までにより、簡易型総合評価落札方式(実績確認型)にあっては別紙様式4から様式7までにより提出しなければならない。なお、提出された資料は、返却しないものとする。
- 2 前項の規定により提出された資料のうち、別紙様式1、様式2又は様式3の内容を 確認する必要がある場合は、当該入札参加者に対し、事情聴取を実施することができ る。
- 3 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者について、上島町低入札価格 調査制度実施要領に規定する低価格入札者(以下「低価格入札者」という。)となった 者は、前項に規定する資料に加え、施工体制確認方式手続要領第3条に定める資料を 提出しなければならない。
- 4 総合評価に係る資料を提出しない者の行った入札は、無効とする。
- 5 提出された総合評価に係る資料の訂正及び差し替えは認めない。
- 6 提出された総合評価に係る資料の内容が虚偽又は不誠実であることが明らかとなった場合は、上島町建設工事指名停止処分要綱(平成16年上島町訓令第25号)の規定に基づき、入札参加資格停止を行うことがある。
- 7 入札参加者が総合評価に係る資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(評価値の疑義照会)

第9条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)又は簡易型総合評価落札方式(実績確

認型)の評価値については、採点後(施工計画型は施工計画得点以外)、速やかに別紙評価値算出表により入札情報公開システム等に掲載して公表するものとし、入札参加者は、公表された日から起算して、2日(上島町の休日を定める条例(平成16年上島町条例第2号)第1条に規定する町の休日を含まない。)以内に前条に規定した資料に基づく自らの評価点(施工体制確認及び施工計画の項目を除く。)について、別紙様式8により疑義照会ができるものとする。

2 前項の疑義照会に対し、回答が必要な場合は、別紙様式9により速やかに回答する ものとし、評価値を修正した場合は、修正した評価値算出表を再度公表し、前項の規 定した疑義照会の期間を設けるものとする。

(落札者の決定方法)

- 第10条 簡易型総合評価落札方式により落札者を決定しようとするときは、入札価格が 予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。
- 2 評価値の最も高い者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札価格が予定価格の制限の範囲内である他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることができる。
- 3 評価値の最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより、落札候補者として審査を 行う順位を決定し、審査の結果、落札者を決定するものとする。

(適正な履行の確保)

- 第 11 条 簡易型総合評価落札方式(施工計画型)において、総合評価に係る資料として提出された施工計画の適正な履行を確保するため、当該計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合又は加点評価のあった評価項目のうち、次に掲げる項目に該当する場合は、当該工事の工事成績評定点を減点する。
  - (1) 使用するものとしていた主作業船及び建設機械(掘削系建設機械を除く。)を使用しなかった場合
  - (2) 若手技術者等(30歳未満の担当技術者又は現場代理人)を配置できなくなった

場合

(3) 全ての一次下請を町内業者とする施工(町内業者が元請として自社施工する場合を含む。)を計画していたが実施できなくなった場合

(評価結果の公表)

第12条 簡易型総合評価競争入札を実施したときは、契約締結後、別添入札結果一覧表及び評価値算出表により、入札者ごとの入札価格及び評価値を公表するとともに、別表1若しくは別表1-1、別表2又は別表2-1若しくは別表2-2を標準として、入札ごとに定めた評価項目等により、簡易型総合評価競争入札を実施した理由及び落札者決定基準等を公表するものとする。

(非落札理由に関する苦情申立て処理)

第 13 条 簡易型総合評価競争入札の非落札理由に関する苦情の申立てがあったときは、 申立者に対し適切にその理由を説明することとし、更に苦情のある者に対しては、上 島町公正入札調査委員会により審議の結果を踏まえて回答することとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるもののほか、簡易型総合評価落札方式に関し必要な事項は、 町長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年10月15日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成28年6月1日から施行する。ただし、同日前に入札の公告を行った工事については、なお従前の例による。
- 2 上島町建設工事簡易型総合評価落札方式試行要領(平成 19 年 10 月 15 日制定)は、 廃止する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。ただし、同日前に入札の公告を行った 工事については、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和4年7月4日から施行する。ただし、同日前に入札の公告を行った 工事については、なお従前の例による。

## 附則

この要領は、令和5年1月20日から施行する。ただし、同日前に入札の公告を行った 工事については、なお従前の例による。